

○滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例

昭和31年9月24日滋賀県条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議長、副議長および議員の受ける議員報酬、費用弁償および期末手当について定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長および議員の議員報酬の額は、別表1のとおりとする。

第3条 議員報酬は、毎月下旬に支給する。ただし、当該議員報酬の支給前にその職を離れたときは、その際に支給する。

第4条 議長および副議長には選挙された日から、議員にはその職についた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長および議員が、任期満了、辞職、失職、除名、死亡または議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

3 前2項の場合においては、議員報酬は、重複して支給しない。

(費用弁償)

第5条 議長、副議長および議員が、議会、委員会もしくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査もしくは議会の運営に関し協議もしくは調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）の招集に応じるためまたは公務のために旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料の7種とし、別表2のとおりとする。

3 航空賃は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難いため航空機を利用した場合に限り支給することができる。

4 費用弁償は、その居住地（職務上居住地外にあつたときは、その現居所）から、逡次に各用務地を経て居住地までの順路により計算して支給する。

5 議長、副議長および議員が、議会、委員会または協議等の場の招集に応じ、次に掲げる日に招集地に旅行した場合に支給する費用弁償の額は、前3項の規定にかかわらず、旅行をした日1日につき別表3のとおりとする。ただし、議会の会議、委員会もしくは協議等の場の開かれる日に議会の会議、委員会もしくは協議等の場に出席しなかつた場合または公用の交通機関により全路程を旅行した場合は、費用弁償を支給しない。

(1) 議会の会議、委員会、または協議等の場が開かれる日

(2) 議会の開会から閉会までの日のうち、議員が議案を調査するために必要な日として議長が定める日（前号に掲げる日を除く。）

6 外国旅行（本邦内通過の旅行を除く。）の費用弁償は、第2項および第3項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定（同法第39条の規定を除く。）を準用する。

(一般職の職員の例)

第6条 前3条に定めるもののほか、議員報酬および費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第7条 議長、副議長または議員で6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、基準日現在において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額にその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した期末手当基礎額に、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

(付則省略)

別表 1 （第 2 条関係）

区分	議員報酬額
議長	月額 980,000
副議長	同 850,000
議員	同 800,000

（以下省略）